監査報告書

令和 8 年 5 月 27 日

社会福祉法人　掛川社会福祉事業会
理事長　　中山礼行　　殿

社会福祉法人　掛川社会福祉事業会

監事　松本敏春

監事　石川勝也

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの令和７年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

2.　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。しかしながら、かけがわ苑拠点会計における予算執行において、リースによる車両調達の処理に際し予算科目の計上誤りがあり、その結果、予算超過が発生していました。当該事案については会計責任者より原因および対応策の説明を受けましたが、既に執行後の処理であるため、事実関係の確認にとどめました。今後、予算準拠の原則に抵触する会計処理の再発を防止するため、予算編成にあたっては会計基準に則した適正な処理を徹底されるよう要請します。

以上